

暮らしの相談

※☎は事前に予約が必要です。☎は電話による相談も可能です

相談	開催日	開催時間	相談会場	問い合わせ・予約先					
市民相談 ☎ 市政に関する要望や生活上の困りごとなど	月・火・金曜日 (祝・休日を除く)	9時30分～14時30分 (受付14時まで)	市役所 2階市民相談室	広報統計課 ☎☎9121					
行政書士による無料相談 交通事故(後遺症)、相続・遺言、離婚、成年後見に関する相談	16日(水)	13時～16時	市役所 2階202会議室	広報統計課 ☎☎9121					
	4日(金)、11日(金)、25日(金)	13時～17時	市民活動センター 2階						
	2日(水)	13時～16時	大野支所第31会議室						
	9日(水)	13時～16時	佐伯支所第2会議室						
無料法律相談 ☎ 弁護士による相談	9日(水)、15日(火)	13時～16時	市役所 2階202会議室 (受付は4階広報統計課)	広報統計課 ☎☎9121 相談は30分以内 予約開始 2日(水)8時30分～電話で。					
土地・建物 登記相談 土地家屋調査士による相談	17日(水)	13時～16時	市役所 2階202会議室	広報統計課 ☎☎9121					
税理士無料税務相談 ☎ 所得税、相続税、贈与税など	2日(水)	13時～16時	市役所 2階市民相談室	課税課 ☎☎9113					
就業支援相談 ☎	第2・第4水曜日 (祝・休日を除く)	12時30分～16時30分	市役所 2階市民相談室	商工労政課 ☎☎9140					
心配ごと相談 ☎ 日常生活上の悩みごとや対人関係のもつれ、困りごとなどの相談	火・金曜日 (29日(水)を除く)	13時～16時	あいプラザ	廿日市市社会福祉協議会廿日市事務局 (あいプラザ内) ☎☎0783・☎☎1616 同佐伯事務所(佐伯社会福祉センター内) ☎☎0868・☎☎1005 同吉和事務所(吉和福祉センター内) ☎☎2883・☎☎2514 同大野事務所(大野福祉保健センター内) ☎☎3294・☎☎3275 同宮島事務所(宮島福祉センター内) ☎☎42785・☎☎42661 ※各事務所では、ボランティア相談、福祉総合相談も随時行っています					
	2日(水)、9日(水)、16日(水)、22日(水)		佐伯社会福祉センター						
	2日(水)、9日(水)、16日(水)		吉和福祉センター						
	木曜日 (31日(水)を除く)		大野福祉保健センター						
	7日(月)、14日(月)、21日(月)		宮島福祉センター						
認知症介護相談 ☎	8日(火)	13時30分～15時	あいプラザ						
認知症介護相談 ☎	22日(水)	13時～16時	大野福祉保健センター						
司法書士法律相談 ☎	9日(水)	13時～16時	あいプラザ						
障がいに関する総合相談 ☎	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時～17時	障がい福祉相談センター (あいプラザ内)	障がい福祉相談センター「きらりあ」 ☎☎0224・☎☎0225					
教育相談 ☎	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時30分～16時30分 8時30分～17時15分	廿日市市子ども相談室 ☎☎8061・☎☎8062 教育指導課いじめ対策グループ ☎☎9223						
子ども心め110番 ☎	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時30分～16時30分	☎☎(0120)080110(通話料無料) ※受付時間外は留守番電話の対応になります						
高齢者の総合相談 ☎ 介護予防や生活の中での困りごと、介護保険、虐待など	月～金曜日(祝・休日を除く)	8時30分～17時15分	地域包括支援センターはつかいち ☎☎9158・☎☎1999 地域包括支援センターさいぎ ☎☎2828・☎☎0415 佐伯さつき会よしわせせらぎ園 ☎☎2377・☎☎2379 地域包括支援センターおおの ☎☎0251・☎☎1307 いもせ聚楽会宮島ふれあい ☎☎0250・☎☎0881						
ちょっとひと息 医療とふくしの相談室	2日(水)	13時30分～15時	廿日市一丁目集会所 ☎☎9158 ※廿日市市五師士会共催						
生活困りごと相談 ☎ 生活や仕事などの相談	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時～17時	市役所 1階生活福祉課	はつかいち生活支援センター ☎☎9220					
子どもに関する定期巡回相談室 ☎	9日(水)	10時～15時	あいプラザ	児童課 ☎☎9153 ※県職員(児童福祉司・児童心理士)による相談					
家庭児童相談 ☎ 要保護児童・虐待など	月～金曜日 (祝・休日を除く)	8時30分～17時15分	市役所 1階児童課	児童課 ☎☎9153 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189					
子育てに関する相談 ☎	月～金曜日 (祝・休日を除く)	8時30分～17時15分	廿日市子育て支援センター (あいプラザ内)	廿日市子育て支援センター ☎☎1612・☎☎1613					
	土・日・祝・休日	10時～12時、13時～17時							
	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時～15時	大野子育て支援センター (深江保育園内)	大野子育て支援センター ☎☎50356					
電話育児相談 ☎ 市内各保育園で実施	月～金曜日(祝・休日を除く) 13時～17時								
	保育園	電話	ファクス	保育園	電話	ファクス	保育園	電話	ファクス
	佐方	☎0858	☎5603	宮園	☎6126	☎3205	友和	☎0834	☎0672
	廿日市	☎0112	☎1638	串戸	☎0970	☎5706	津田	☎0952	☎0939
	平良	☎1165	☎7521	地御前	☎0273	☎3262	吉和	☎2470	☎2460
	原	☎6135	☎1616	阿品台東	☎0618	☎6111	深江	☎0328	☎0356
	宮内	☎0671	☎1636	阿品台西	☎0351	☎4031	池田	☎2026	☎2018
				いもせ	☎2051	☎2009	梅原	☎1559	☎1558
				丸石	☎2073	☎2010	鳴川	0827☎5571	0827☎5898

施設の催し情報

教室名	とき	参加費	定員	教室名	とき	参加費	定員
初心者向け すいすい 木工教室	12月9日(水) 10時～13時	1,700円	6人	初心者向け すいすい 木工教室	1月13日(水) 10時～13時	1,700円	6人
クリスマス教室 飾りを作ろう	12月12日(土) 10時～12時	1,600円	10人	けん玉教室	1月17日(日) 10時～12時	300円	10人
けん玉教室	12月20日(日) 10時～12時	300円	10人	初心者向け すいすい 木工教室	1月27日(水) 10時～13時	1,700円	6人
干支パズルを作ろう	1月9日(土) 10時～12時	800円	10人	ハザイ教室	1月30日(土) 10時～12時	300円	15人

木材利用センター ☎☎2393

申し込み・問い合わせは、木材利用センターに電話をしてください。
開催場所は全て木材利用センターです。
汚れても良い服装で来てください。
教室情報は、市ホームページにも掲載しています。

講座名	とき	受付開始日
古い布から草履作り	12月10日(水) ①・②	12月3日(水)
	持ってくるもの：はさみ、洋裁道具(針・糸・裁ちばさみ)、物差し(30cm～)、鉛筆	
和服からリフォーム ～作業衣・ベスト作り～	12月22日(火) ②	12月15日(火)
	持ってくるもの：ほどこいてアイロンをかけた古い和服、洋裁道具、はさみ	

リサイクルプラザ (エコセンターはつかいち内) ☎☎0266

とき ①9時30分～12時
②13時30分～16時
参加費 各100円
定員 各10人
申込方法 各講座の受付開始日から、電話で。

BOAT RACE 宮島

12月 宮島競艇施行組合 ☎☎1122

S	M	T	W	Th	F	S
		①	②	3	4	5
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	12
13	14	15	16	17	18	19
⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	26
27	28	29	30	31		

○：レース開催日 ■：場外発売

12月のおはなし会

	ところ	とき	対象
小さい子のためのおはなし会	はつかいち市民図書館	4日(金)、18日(金) ①10時30分～②11時～	乳幼児
	はつかいち市民図書館	12日(土)、26日(土) 11時～	幼児～ 小学校低学年
おはなし会	大野図書館	19日(土) 14時～	
	さいぎ図書館	12日(土) 10時30分～	
ストーリーテリング	はつかいち市民図書館	今月はありません	幼児～大人

図書館

図書館	開館時間	12月の休館日
はつかいち市民図書館 ☎☎0333	月～金曜日 9時～19時 土・日・祝・休日 10時～18時	29日(火)、30日(水)、31日(木)
大野図書館 ☎☎1120	10時～18時	7日(月)、14日(月)、21日(月)、28日(月)、29日(火)、30日(水)、31日(木)
さいぎ図書館 ☎☎1011	10時～18時	

消費生活

相談内容

携帯電話に「あなたがご覧になったアダルト動画の料金が未納になっています」というメールが届いた。利用履歴があると書いてあるが、利用した覚えは全くない。相談窓口をネットで検索すると、公的機関のような名前のサイトが上位に出たので相談した。無料だと思っていたら、解決費用に5万円かかると言われた。住所、名前、携帯電話番号を伝えてしまったがどうしたらよいか。
(50歳代 男性)

アドバイス

この事例では、届いたメールでは利用日時、サイト名、料金などが不明であり、根拠のない架空請求の可能性が高いのでこのまま何もせずに様子を見るよう、また、解決費用5万円を請求された相談窓口には、「消費生活センターに相談して解決したので申し込みを撤回する」と伝えるよう助言しました。

このように、公的機関が設置している消費生活センターに相談しようというインターネットで検索し、上位に表示されたところに相談すると、実は調査会社や一部の行政書士で、費用を請求されたという事例が複数報告されています。しかし、調査会社や行政書士が解約交渉を行うことは、法律に触れる可能性があります。

公的な相談窓口である自治体設置の消費生活センターなどでは、相談料は無料です。トラブルに遭ったときには、公的な相談窓口かどうかを確認しましょう。住んでいる地域の相談窓口へは、消費者ホットライン(局番なしの「188」番)でもつながります。困った時には相談してください。
(広島県環境県民局消費生活課発行「暮らしのフレッシュ便」平成27年8月号より)

消費生活相談 ☎☎1841

とき 月～金曜日
(祝・休日を除く)
9時～12時、13時～16時
ところ 廿日市市
消費生活センター
(市役所 6階
商工労政課内)